

分析No. 11282601

分析終了日 2012年05月25日

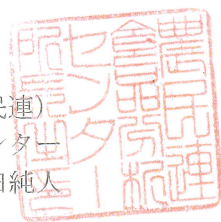
分析成績書

ゲルマニウム半導体核種分析

農民運動全国連合会（農民連）

食品分析センター

八田純人



食品の放射能測定結果

分析報告書に記載した方法で、試料について、放射性ヨウ素(I-131)および放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)の分析をおこなった結果は以下の通りである。単位は、いずれもBq/kg。

分析依頼者	下郷農業協同組合			試料受領日	2012年 5月25日
				検査実施日	2012年 5月25日
分析依頼試料	24年産茶葉（下郷製茶組合）無農薬栽培 採取日:2012/05/21 （厚労省、茶葉抽出手順により得られた抽出液を測定）			実施時刻 測定時間	15時25分 60分間
測定装置	Inspector1000	測定容器	マリネリ容器	試料重量	0.991kg
測定項目	測定結果(Bq/kg)		基準値(Bq/kg) ^{*2*3 *4*5*6}	検出限界(Bq/kg) ^{*1}	
放射性ヨウ素 I-131	不検出		本法に設定なし	0.8	
放射性セシウム Cs-137	不検出	不検出	100	0.9	
放射性セシウム Cs-134	不検出			1.0	

*1 検出限界は、本法で検出できる検出限界放射能値(MDA)を示す。これより小さいレベルで汚染などがある場合、検出することができないため、測定結果は不検出となる。また測定結果の誤差は3σによる。

*2 基準値は「乳及び「乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年厚労省令第31号)」、「乳及び「乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が「定める放射性物質を定める件(平成24年厚労省告示第129号)」及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成24年厚労省告示第130号)」による。飲料水10Bq/kg、牛乳50Bq/kg、一般食品100Bq/kg、乳児用食品50Bq/kg。

*3 肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値は、農水省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日)」、家畜用飼料は「飼料(豚、家さん等用)中の放射性セシウムの暫定許容値の改訂について(平成24年3月23日)」による。肥料・土壌改良資材・培土400Bq/kg、牛100Bq/kg、豚80Bq/kg、家さん160Bq/kg、馬100Bq/kg、養殖魚用飼料40Bq/kg。

*4 きのご原木、菌床用培地は、農水省「きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正(平成24年3月23日)による。きのご原木およびほだ木で50Bq/kg(乾)、菌床用培地及び菌床で200Bq/kg(乾)。

*5 薪、木炭などの指標値は、農水省「薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について(平成24年2月10日)」による。薪で40Bq/kg、木炭で280Bq/kg。

*6 一般廃棄物は環境省「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」による。

本報告書および成績書は送付いただいた試料についてのみに有効となります。製品全てを保証するものではありません。

本報告書および成績書の一部、または全部を無断で複写・転載することを禁じます。

報告書に押印のないものまたは、訂正のあるものは無効となります。

農民運動全国連合会
食品分析センター